

京都市告示第30号

地方自治法施行令第158条第1項の規定に基づき、平成16年4月1日から平成17年3月31日まで、財団法人京都市ユースサービス協会を京都市公金収納受託者とし、京都市北青少年活動センター、京都市中京青少年活動センター、京都市東山青少年活動センター、京都市山科青少年活動センター、京都市下京青少年活動センター、京都市南青少年活動センター及び京都市伏見青少年活動センターの使用料の徴収事務を委託します。

平成16年4月1日

京都市長 榎本 頼兼

(文化市民局共同参画社会推進部勤労福祉青少年課)